

申請者名：\_\_\_\_\_

○税及び保険料の納付に係る基準に適合することを証する書類一覧

項番	税及び保険料の納付を証する書類の交付公署 (上記書類の対象となる事務所・事業所等の名称及び所在地)	国税等※1			県税※2			市町村税※3				保険料	
		法人税	消費税	地方消費税	県民税	事業税	不動産取得税	市町村民税	事業所税	固定資産税	都市計画税	社会保険料※4	労働保険料※5
01													
02													
03													
04													
05													
06													
07													
08													
09													
10													

- ※1 国税等については、納税証明を請求する日の3年前の日の属する会計年度以降の会計年度について、申請者が納付すべき法人税、消費税及び特別地方消費税のうち納期限が到来したものにつき未納がないこと。
- ※2 県税については、納税証明を請求する日の3年前の日の属する会計年度以降の会計年度について、申請者が長野県に納付すべき県民税、事業税及び不動産取得税のうち納期限が到来したものにつき未納がないこと（申請者が個人の場合、県民税に係る納税証明書は市町村長等から交付されます）。
- ※3 市町村税については、納税証明を請求する日の3年前の日の属する会計年度以降の会計年度について、長野県内の市町村に納付すべき市町村民税、事業所税、固定資産税及び都市計画税のうち納期限が到来したものにつき未納がないこと。
- ※4 社会保険料については、直前2年間について、申請者が長野県内に設置している産業廃棄物処理業に関連するすべての事務所・事業所について納入すべき社会保険料のうち納期限が到来したものについて未納がないこと。
- ※5 労働保険料については、直前3年間について、申請者が長野県内に設置している産業廃棄物処理業に関連するすべての事務所・事業所について納入すべき労働保険料のうち納期限が到来したものについて未納がないこと。

## ○税及び保険料の納付に係る基準に適合することを証する書類一覧

項番	税及び保険料の納付を証する書類の交付公署 (上記書類の対象となる事務所・事業所等の名称及び所在地)	国税等※1			県税※2			市町村税※3			保険料	
		法人税	消費税	地方消費税	県民税	事業税	不動産取得税	市町村民税	事業所税	固定資産税	都市計画税	社会保険料※4
01	松本税務署 (本店：長野県松本市)	○	○	○								
02	松本地方事務所 (本店：長野県松本市、長野支店：長野県長野市)				○	○	○					
03	松本市 (本店：長野県松本市)							○		○	○	
04	松本年金事務所 (本店：長野県松本市)										○	
05	松本労働基準監督署 (本店：長野県松本市)											○
06	長野市 (長野支店：長野県長野市)							○	○	○	○	
07	長野南年金事務所 (長野支店：長野県長野市)										○	
08	長野労働局 (長野支店：長野県長野市)											○
09												
10												

※1 国税等については、納税証明を請求する日の3年前の日の属する会計年度以降の会計年度について、申請者が納付すべき法人税、消費税及び特別地方消費税のうち納期限が到来したものにつき未納がないこと。

※2 県税については、納税証明を請求する日の3年前の日の属する会計年度以降の会計年度について、申請者が長野県に納付すべき県民税、事業税及び不動産取得税のうち納期限が到来したものにつき未納がないこと（申請者が個人の場合、県民税に係る納税証明書は市町村長等から交付されます）。

※3 市町村税については、納税証明を請求する日の3年前の日の属する会計年度以降の会計年度について、長野県内の市町村に納付すべき市町村民税、事業所税、固定資産税及び都市計画税のうち納期限が到来したものにつき未納がないこと。

※4 社会保険料については、直前2年間について、申請者が長野県内に設置している産業廃棄物処理業に関連するすべての事務所・事業所について納入すべき社会保険料のうち納期限が到来したものについて未納がないこと。

※5 労働保険料については、直前3年間について、申請者が長野県内に設置している産業廃棄物処理業に関連するすべての事務所・事業所について納入すべき労働保険料のうち納期限が到来したものについて未納がないこと。